

(仮称) 小樽市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例 (原案の概要)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、小樽市が管理する準用河川の構造の技術的基準等を定めることとするため、「(仮称) 小樽市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例」を制定します。

1 条例制定の必要性

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、河川法の一部(第100条第1項)が改正され、これまで国が定めていた準用河川の構造の技術基準について、地方自治体がそれぞれの判断により基準を定めることになりました。

これに伴い、本市においても、国の示す基準を参酌し、本市の実情を考慮しながら条例を制定することとしました。

2 条例制定の目的

準用河川の構造の技術基準について、国の示す基準を参酌し、本市の実情を考慮しながら、河川による災害の発生の防止等、適正な河川環境を確保するため条例を制定しようとするものです。

3 条例制定の主な内容

【準用河川の構造に関する基準】

項目	基準の内容	
	国の示す基準 (参酌基準)	本市の基準
堤防、床止め、橋等の構造基準等	政令 (河川管理施設等構造令)	国の基準どおりとする。

【本市の基準の考え方】

本市の基準は、政令に定められていた基準に基づいて小樽市の準用河川の構造に関する基準を適切に運用することを検討した結果、洪水等の災害の発生の防止、適正な河川の利用及び河川環境が保全されるよう管理するためには、原則国の示す参酌基準に準拠することが妥当と判断し上表に示すとおりとしました。

ただし、政令で定められている内容のうち、本市の準用河川では想定されない施設等 (ダム、高規格及び胸壁堤防、堰、湖沼、小段、側帯、樹林帯、水門、揚水機場、排水機場、取水塔、橋脚、高潮、波浪規定等) は、条例から除くこととしました。

【条例の適用となる準用河川】 (平成 24 年 12 月 10 日現在)

於古登川、真栄川、熊碓川、毛無沢川

※ 準用河川とは、河川法で規定する 1 級河川 (国が指定、管理)、2 級河川 (都道府県が指定、管理) に該当しない河川のうち、市町村長が公共性の見地から重要と判断し、指定・管理する河川です。

4 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日 (予定)

